

中小企業組合制度のご案内

●創業のため企業組合をつくりませんか

中小企業組合は、法律によって官公庁の認可を受けて設立することができます。いくつかの種類があり、その一つとして、企業組合があります。

企業組合は、個人事業者や勤

労者などが四人以上集まり、個々の資本と労働を組合に集中

して組合の事業に従事し、組合自体が一つの企業体となって事業活動を行う組織です。

事業者に限らず、勤労者や主婦、学生なども組合員として加入することができます。行う事業

業が限定されていないため、小規模な事業者が経営規模の適正

化を図る場合や、みずからが働く場所を安定して確保するのに適しています。

●経営合理化のための事業協同組合をつくりませんか
事業者のためには、事業協同

建築物に関するお知らせです

中高層建築物を建築する際の条例をご存じですか？

●中高層建築物の建築紛争の予防及び調整条例

この条例に基づき、中高層建築物（二戸建ての住宅を除いた、高さ十メートルを超える建築物など）の建築主は、建築確認申請の前に、建築計画を知らせる標識の設置と、近隣住民に対して事前説明を行うことが義務付けられています。

建築主および近隣の住民は、この機会に十分な話し合いを行うことが必要になります。

問い合わせ：建築指導課管理係・TEL内線3241

工事監理者と完了検査について



建築主は、一定規模以上の建築物の工事を行うとき、工事監理者を定める必要があります。

工事監理とは、建築士の資格を持っている専門家が、建築工事が適正に実施されているかを確認するものです。

また建築主は、建築物や工作物などの工事が完了した場合、検査を受ける必要があります。

問い合わせ：建築指導課審査担当・TEL内線3245

川越市女性団体連絡協議会をご存じですか？

女性団体の皆さん、加入しませんか

川越市女性団体連絡協議会は、市内の女性団体が相互に情報を交換し、協力し合うことにより、ひとりひとりが住みやすい男女共同参画社会を実現するための活動の場です。

次の①～③の要件をすべて満たしている団体は、加入することができます。なお、年会費は2,400円です。

- ①市内に活動拠点があり、1年以上活動していること
- ②会員数が5人以上で、その6割以上が女性であること
- ③政治・宗教・営利的団体ではないこと

問い合わせ…川越市女性団体連絡協議会事務局（男女共同参画課内）
TEL内線2441



昨年10月に行われた、川越市女性団体連絡協議会ふれあいフェスティバル

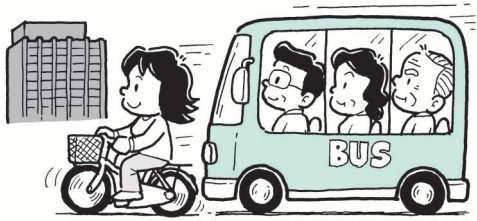
組合があり、経営合理化のため一般的な組織です。中小企業者が四社（個人事業者の方も可）以上集まり、国や県の認可を受けて設立することができます。事業を共同で行うことで、経費削減をはじめ、受注の拡張や取引条件の改善などを図ることが

できます。

企業組合・事業協同組合に関する相談など詳しくは、埼玉県中小企業団体中央会川越支所（TEL229-0115）にお尋ねください。

問い合わせ：商工振興課商工係・TEL内線2721

市役所へお越しの 皆さんへ



年度末、市役所駐車場および市役所周辺の道路は、混雑が予想されます。公共交通機関または自転車などの利用に、ご協力ください。

問い合わせ…管財課管財係・TEL内線2321



山村健仁議員逝去

市議会議員・山村健仁やまむらけんじさんは一月二十八日午前三時二十五分、逝去されました。

山村議員は昭和四十六年五月の初当選以後、三十年以上にわたり市議会議員を務められ、現在八期目でした。この間、文教常任委員会委員長、総務・厚生・建設の各常任委員会のほか、川越地区消防組合議会議長、農業委員会委員を歴任、川越市政の進展に尽力され、多くの功績を残されました。

卓越した見識と豊富な経験は、市の抱える課題を解決するために重要なものであっただけに、急逝されたことは、まことに痛恨の極みであります。
心から、ごめい福をお祈り申し上げます。

川越市都市計画審議会および 都市景観審議会委員を公募します

都市計画審議会は市が定める都市計画の決定および変更などに関して、都市景観審議会は都市景観事務および屋外広告物事務に関して、審議するために設置されています。

都市計画審議会は都市計画法、都市景観審議会は川越市都市景観条例に基づいて市が設置する附属機関です。

市民の皆さんの声を都市計画および都市景観行政に反映させ、開かれた市政を推進するため、市民の皆さんから委員を公募します。募集内容は次のとおりです。

都市計画審議会委員

期間…委嘱した日から平成20年5月31日(土)まで

対象…市内在住の20歳以上で、まちづくりに関心があり、年4回程度(平日)の会議に出席可能

定員…2人(選考)

都市景観審議会委員

期間…委嘱した日から平成20年6月5日(木)まで

対象…市内在住の20歳以上で、都市景観に関心があり、年2回程度(平日)の会議に出席可能

定員…2人(選考)

応募方法

希望審議会名を記入し、任意の形式で400字程度の作文・住所・氏名・年齢・性別・職業・主な経歴・電話番号を明記し、3月10日(金)~31日(金)(必着)にまちづくり計画課(本庁舎5階)へ直接持参または郵送で〒350-8601川越市役所まちづくり計画課(Eメール可)。

*作文は、「都市計画審議会」委員希望の方は「川越市の都市計画についての意見または考え」を、「都市景観審議会」委員希望の方は「川越市の都市景観についての意見または考え」をお書きください。

問い合わせ…都市計画審議会について=まちづくり計画課総務係・TEL内線3211▶都市景観審議会について=まちづくり計画課都市景観係・TEL内線3216▶Eメール=machikeikaku@city.kawagoe.saitama.jp